

## 『放課後児童クラブ』の開所について(お知らせ)

### ～緊急事態宣言後の学校臨時休業期間(4月8日～5月6日)の対応～

平素は本町福祉行政にご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、小学校の臨時休校期間が延長となり、令和2年5月6日まで児童クラブは開設時間を変更して運営していますが、先の国の緊急事態宣言を受け、本町の小・中学校では、予定していました週2回の登校日は、中止することとなりました。

放課後児童クラブは、引き続き、学校臨時休業期間中(4月9日から5月6日)は、感染予防に十分留意し「開所」いたします。

感染リスクをできる限り低減させるためにも、それぞれのご家庭で過ごしていただくことが望ましいところですが、その対応が困難な場合を想定し今般の対応を決定したところで

引き続き、保護者の皆様には、さらなるご負担をおかけすることになりますが、感染拡大防止のため、ご理解、ご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

#### 記

\*開所、ご利用いただく内容については、4月6日付けの「お知らせ」から変更はございません。

- ① 学校臨時休業期間中の平日 午後1時から 開設 します。  
(小学校での預かりは午後1時まで。)
- ② 学校臨時休業期間中の土曜日(4/11、4/18、4/25、5/2)は、通常学期中のため、児童クラブを開所いたしませんので、予めご了承ください。
- ③ 学校臨時休業期間におけるスクールバスは、登下校ともに通常どおり運行されます。  
(※運行ダイヤ等、詳しくは、「令和2年度スクールバス利用の手引き(教育委員会から配布)」をご覧ください。)
- ④ 学校臨時休業期間中は、お弁当をご持参(小学校給食の提供がございません) ください。

#### (保護者の皆様へお願い)

- \* 今後、在籍児童及び指導員に、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、閉所となります。
- \* お子様の健康、安全のため、不要不急の外出は控えるよう、ご理解、ご協力をお願いします。
- \* お子様の健康状態を注視していただき、継続した健康観察をお願いします。  
(発熱(概ね37.5℃以上)やせき等の呼吸器症状により、感染が疑われる場合は出席を控えてください。)